

学校司書の専門性を生かし 学校図書館の充実を



日本共産党東京都議会議員団

星見 てい子

(2019年2月27日 都議会第1回定例会 本会議一般質問)

鍵のかかった学校図書館と ユネスコ学校図書館宣言

○五十七番（星見てい子君） 学校図書館について質問します。

十五年ほど前、私の子どもが通っていた目黒区立中学校は、文部科学省の国語力向上モデル地域、国語教育推進校に指定されました。

学校は、教科の充実とともに図書活動も位置づけましたが、当時、学校図書館には司書の配置もなく、蔵書の整理もできず、活用できる状況ではありませんでした。学校はやむなく区立図書館と連携して、廊下などに学年文庫を設置し、生徒が自由に読める工夫をしました。

このような状況は目黒区だけではなく、当時、都内の多くの小中学校で学校図書館に鍵がかかっていることなどが問題になり、学校図書館のあり方が問われていました。

一方、国際社会では、一九九九年にユネスコ学校図書館宣言が、第三十回ユネスコ総会で批准されまし

た。学校図書館は、今日の情報や知識を基盤とする社会にふさわしく生きていくために基本的な情報とアイデアを提供し、児童生徒が責任ある市民として生活できるように、生涯学習の技能を育成し、想像力を培うものであると高らかに宣言し、学校図書館の使命や目標、運営などが明らかにされています。

知事は、ユネスコ学校図書館宣言が述べている学校図書館の役割をどのように受けとめているのか伺います。

小中学校の司書配置と資料費 市議会から意見書も

この宣言では、学校司書についてもその重要性や教育上の役割が示されています。日本でも二〇一四年に学校図書館法が改正され、学校司書が初めて法律に位置づけられました。都は、学校司書の役割をどのように考えていますか。

法改正を受け、国は、学校司書や図書の充実を目指す新たな五カ年計

写真左：質問する星見てい子都議、右：鳥取県の学校図書館担当者から説明を受ける（左から）とや英津子、星見てい子、米倉春奈の各都議（2019.2.19 鳥取県立図書館）

画を推進し、都内区市町村でも努力が始まっています。国は財源を交付税措置にしていますが、まだまだ足りません。

西東京市議会は、昨年十二月、東京都独自に小中学校の学校図書館の充実を求める意見書を都に提出しました。

目黒区でも、現在は小中学校に学校図書館支援員を配置していますが、有償ボランティアのため、開館日数や時間も限られ、充実が望まれます。

公立小中学校の学校図書館活用を促進するために、学校司書配置と資料費充実の補助制度を創設すべきです。いかがですか。

鳥取県では、学校司書が 教員と対等な立場で授業を支援

都立高校でも学校図書館の活用は重要です。

私は、鳥取県の図書館行政を視察しました。県では、とっとり学校図書館活用教育推進ビジョンをつくり、

幼児から高校生まで一貫した情報活用能力を養うために、学校図書館などの活用を進めています。

県立高校全校に正規職員の学校司書が配置され、学校図書館を活用した授業が活発に行われています。

視察した授業は、イギリスのEU離脱を入りに、イギリスの歴史、

政治、経済、文化などの課題を整理して発表するものでした。グループに分かれた生徒たちは、学校司書と教員が協力してつくったワークシートをもとに、県立図書館から大量に貸し出された関連書籍を次々と選び取り組んでいました。

この高校では年間二百十時間、各クラス平均十時間程度、各教科で学校図書館を活用した探求型の学習を行っているとのことでした。

校長先生は、以前は学校司書が非常勤で、本の貸し出しと管理だけが仕事でした。正規職員になってからは、司書が職員会議に出席し、教科ごとの教材開発や学習内容に合わせた提案などをして、教員と対等な立場で授業を支援していますと話され

ました。学校司書のあり方で、こんなに学校が変わるのかと驚きました。教育活動に学校図書館を活用するには、学校司書が学校の一員として教員と直接、対等な関係で、お互いの専門性を生かしながら協力連携することが欠かせないと思いますが、いかがですか。

都立高校の民間委託では 司書は教育にはかかわれない

都立高校も、かつては学校司書を全校に配置していました。石原都政以来の司書の退職不補充により、現在は百十九校、六三％が民間委託になっています。委託先の多くは清掃やビルメンテナンスの会社で、図書館の専門的知識を持つところではありません。

この学校図書館業務の民間委託は、二〇一五年に教員が司書に直接仕事の指示をしていたことから、是正指導を受けました。つまり、委託では、日常的な教育活動にはかかわられません。教員と連携した学習支援や発達



学校図書館を視察する米倉善太郎議員（2019.2.7
都立日比谷高校）

障害の生徒への対応、生徒の心のケアやさまざまな相談などの幅広い役割からすれば、本の貸し出しと管理など、極めて狭い業務しかできないのです。

民間委託の職員については、文科省も国会で、学校図書館法上の学校司書には該当しないと答弁しています。

都立高校の学校司書の削減と民間委託の拡大は、ユネスコ学校図書館宣言にも、学校図書館法の学校司書の位置づけにも逆行しています。全ての都立高校に学校司書を配置する

方針に転換すべきです。見解を伺います。

特別支援学校こそ 学校司書が必要

また、都立特別支援学校には、廊下の一角に図書コーナーしかない学校が少なからずあり、学校司書は一人もいません。

鳥取県では、通常の教科書が使えない特別支援学校でこそ、学校司書と教員が子供たちに応じた図書教材の工夫をし、大きな力を発揮していると聞き、感嘆しました。

特別支援学校での学校図書館活用を促進するために、学校司書を全校に配置するべきです。また、児童生徒の必要に応じたきめ細かい図書の整備を進めるべきです。いかがですか。

学校図書館を利用した教育 の系統的な推進を求める

鳥取県のこうした活動のかなめが、

県立図書館に設置した学校図書館支援センターです。専任担当者は司書教諭の指導主事です。県立図書館が教材として図書セットを学校図書館に貸し出しながら、現場に直接赴き、経験の普及や相談に当たる活動をしています。

東京都でも、学校図書館を活用した学校教育の充実を系統的に推進する計画作成とともに、学校現場や区市町村教育委員会を支援する学校図書館活動支援センターなどを創設するべきであります。いかがですか。

こうした学校図書館の活性化のためには、教育方針での総合的な位置づけが必要です。第四次の東京都教育ビジョンなどに学校図書館を位置づけることを求めます。いかがですか。



探求学習のために高校と県立図書館が連携して揃えた資料（2019.2.19 県立鳥取西高校）

答 弁

○知事（小池百合子君） 星見てい子議員の一般質問にお答えいたしました。

まず、ユネスコ学校図書館宣言についての質問でございます。

学校図書館は、子どもたちの知的好奇心を喚起して、生涯にわたり学び続けようとする意識、そして態度を育む場として欠くことのできない大切な施設でございます。

ユネスコ学校図書館宣言には、学校図書館の役割といたしまして、子どもたちが責任ある市民として生きていくことができるよう、想像力を培うことなどが掲げられております。この宣言が採択されて二十年、学校図書館に期待される役割は今も変わることはない、このように考えております。

○教育長（中井敬三君） 学校図書館に関する七点のご質問にお答えいたします。

まず、学校司書の役割についてでございますが、文部科学省が定める学校図書館ガイドラインでは、学校司書は、学校図書館を運営していくために必要な専門的、技術的職務に従事するとともに、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員とともに進めるよう努めることが望ましいとされております。

その具体的役割は、児童生徒や教員に対する間接的支援と直接的支援さらに、教育目標を達成するための教育指導への支援の三つの観点に分けられるとされております。

次に、小中学校の学校司書配置等に係る補助の創設についてでございますが、小中学校の図書館の整備については、設置者である区市町村が、その経費を負担することとされております。

学校図書館の図書整備、学校司書の配置等に必要な経費については、

平成二十九年年度から平成三十三年年度まで、国の学校図書館図書整備五か年計画により地方財政措置が講じられているところがございます。

次に、学校図書館における協力連携についてでございますが、都教育委員会では、学校図書館に関する職務を、司書教諭の資格を有する教諭に校務分掌として担当させております。教育活動への学校図書館の活用については、司書教諭を中心とした学校の全教職員の協力体制のもとで



都立中央図書館を視察する（左から）池川友一、
こせ英津子、黒見てい子、黒吉ゆみの各都議
(2018.12.20)

行われるべきものと考えております。

次に、都立高校の学校図書館管理業務委託についてでございますが、都立高校における学校図書館の運営は、業務委託の導入により、開館時間、開館日数の拡大や、長期休業期間中の開館が可能となるなど、利便性の向上が図られております。

また、この間、業務委託の契約方法についても、総合評価方式や長期継続契約等の導入により、業務の質の改善を図ってまいりました。

都教育委員会は、今後も、学校図書館ガイドラインなども参考にしながら、適切な図書館運営に努めてまいります。

次に、特別支援学校の学校図書館の充実についてでございますが、都教育委員会は、都立特別支援学校が計画的に行っている障害の種類や程度、発達の段階に応じた蔵書の整備に対し、毎年度必要な図書購入費を措置しております。

また、各学校に配置している司書教諭が、全教職員の協力体制のもとで、従来から学校図書館の活用等に

取り組んでおります。

今後とも、都立特別支援学校の学校図書館を活用した教育活動を推進してまいります。

次に、学校図書館を活用した学校教育の系統的な推進についてでございますが、都教育委員会は、生徒の言語能力の向上を図るため、全ての都立高校において、総合的な教育計画である教育課程の重点項目に、学校図書館を積極的に活用した読書活動の推進を位置づけるよう指導しております。

各学校では、この教育課程に基づき、司書教諭が中心となり、読書月間の設定や書評合戦の校内予選の実施など、学校図書館の機能を活用した教育活動の充実に組織的、計画的に取り組んでおります。

都教育委員会は、各学校が学校図書館の機能を十分に活用できるよう、関係部署において適切に支援してまいります。

最後に、東京都教育ビジョンにおける学校図書館の位置づけについてでございますが、現在、各学校では、

ご意見・ご要望をお寄せください

2019年7月

日本共産党東京都議会議員団

163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 都議会内
TEL : 03(5320)7270 / FAX : 03(5388)1790
HP : <http://www.jcptogidan.gr.jp/>

児童生徒の主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善や主体的自発的な学習活動等の充実を図るため、学校図書館を計画的に利用し、その機能を活用しております。

また、都教育委員会が策定している教育ビジョン（第四次）案では、全ての都立学校の学校図書館等に複数の新聞を配置することなどを主な施策展開として示し、生徒が社会の諸課題を多面的、多角的に考察する学習を展開できるようにしております。